

## 東京アンテナショップ運営事業者の候補者選定委員会設置要綱

### (設 置)

第1条 観光文化スポーツ部の所管する東京アンテナショップの運営事業者の候補者の選定を適正に実施するため、「東京アンテナショップ運営事業者の候補者選定委員会」(以下、「委員会」という。)を設置する。

### (組 織)

第2条 委員会は、別表に定める5人の委員をもって組織する。

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、この要綱の施行の日から令和8年3月31日までの期間とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は秋田県観光文化スポーツ部次長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

### (審 査)

第6条 委員会は、観光文化スポーツ部所管の東京アンテナショップに係る運営事業者の募集に応募したものについて、別に定める審査基準等に基づき候補者を選定する。

### (関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

### (庶 務)

第8条 委員会の庶務は、食のあきた推進課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

1 この要綱は、令和7年12月3日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。